

2007 年度第 14 回教育研究審議会議事要録

日 時 2008 年 1 月 18 日 (金) 13 時 30 分から 15 時 15 分まで
場 所 管理棟 3 階会議室
出 席 者 坂本学長、米田理事、植田理事、古田理事、森教授、濱田教授、下田教授、道盛教授、中嶋准教授、丹下教授、西戸准教授、加来准教授、関野准教授
清水監事、久保園監事

配布資料 1. 公立大学法人下関市立大学ハラスメント防止ガイドライン (案) 及び防止規程 (案)
2. 1 月 17 日第 11 回教授会決定教員人事資料
3. 英語実習担当教員の募集 (学内推薦)
4. 下関市立大学附属地域共創センター運営規程 (案) ほか 2 規程
5. 下関市立大学大学院学則の一部を改正する規則 (案)

議題及び審議状況

議題 1 ハラスメント防止に係るガイドライン及び規程について

資料 1-1、資料 1-2 に基づき、セクシュアルハラスメント防止委員会の雲島委員長が説明を行った。

- ・ ガイドラインのハラスメントの種類については、「その他のハラスメント」を加える。
- ・ 調査員等の構成については、事案によって判断する。
- ・ 証明責任については、被申立人にも負わせないなど、平等にする必要があるのではないか。
- ・ 関係者にかかる事案の管理責任者への申し出には、経営審議会の議を経る必要はないと思われる。
- ・ ケースによっては迅速な措置をとることができるようにしなければならない。
- ・ ガイドラインと規程で違う文言を使っている箇所がある。統一したほうがよいのではないか。また、逆に「関係者」のように同じ言葉をつかいながら、違う意味で用いているものもある。
- ・ 教授会の意見も聴きながら、再度検討し、次回以降の審議会で審議することとした。

議題 2 教員の採用について

資料 2 に基づき学長が説明を行い、採用については承認された。

着任時期については、先方の大学に問い合わせ、授業等への影響を考慮して、別途決定し、報告する。

議題 3 特任教員の採用方針について

資料 3 に基づき学長が説明を行い、承認された。

今後、経営企画会議で方針の確認を行った後に、教授会へ審査等を付託することとした。

- ・ 「論文 3 本以上」は、特任教員も研究者であって欲しいので、研究実績を重視しようとするものである。

議題 4 特任教員の再任について

米田学部長が「特任教員選考規程に規定する手続き上の問題が生じたため、1 月 31 日の教授会で規程の改正を行い、改めて、再任等について審議する」旨の説明を行い、了承された。

議題 5 地域共創センターに係る規程について

資料 4 に基づき事務局が説明を行い、原案通り承認された。

- ・ 「(産業文化研究所)」の意味は、地域に出て行くときの看板名であり、発行物等も産業文化研究所の名前で引き続き行う予定である。

議題 6 下関市立大学大学院学則の一部改正について

資料 5 に基づき事務局及び濱田研究科長が説明を行い、原案通り承認された。

その他

議題 4 に関連して、持ち回り審議を行う可能性がある。

以上